

港長公示第 6-39 号

港則法第 39 条第 1 項の規定により、次のとおり船舶の航泊を禁止するので、同条第 2 項の規定により公示する。

令和 6 年 4 月 1 日

京 浜 港 長（公印省略）

京浜港川崎区第 2 区東扇島沖における航泊の禁止について

京浜港川崎区東扇島沖（KK 1 錨地及び K 2 錨地付近）において土砂投入工事が実施されることに伴い、船舶交通の安全のため、下記により一般船舶の航泊を禁止する。

ただし、海難を避けようとするとき、運転の自由を失ったとき、人命又は急迫した危険のある船舶の救助に従事するとき、その他港長の許可を受けた船舶はこの限りではない。

記

1 期 間

令和 6 年 4 月 10 日から当分の間

2 区 域（別図参照）

次の各地点により囲まれた海域

（世界測地系）

イ	N 3 5 - 2 8 - 5 5	E 1 3 9 - 4 5 - 3 0
ロ	N 3 5 - 2 9 - 1 2	E 1 3 9 - 4 6 - 0 9
ハ	N 3 5 - 2 8 - 5 3	E 1 3 9 - 4 6 - 2 1
ニ	N 3 5 - 2 8 - 3 6	E 1 3 9 - 4 5 - 4 3

3 標 識（別図参照）

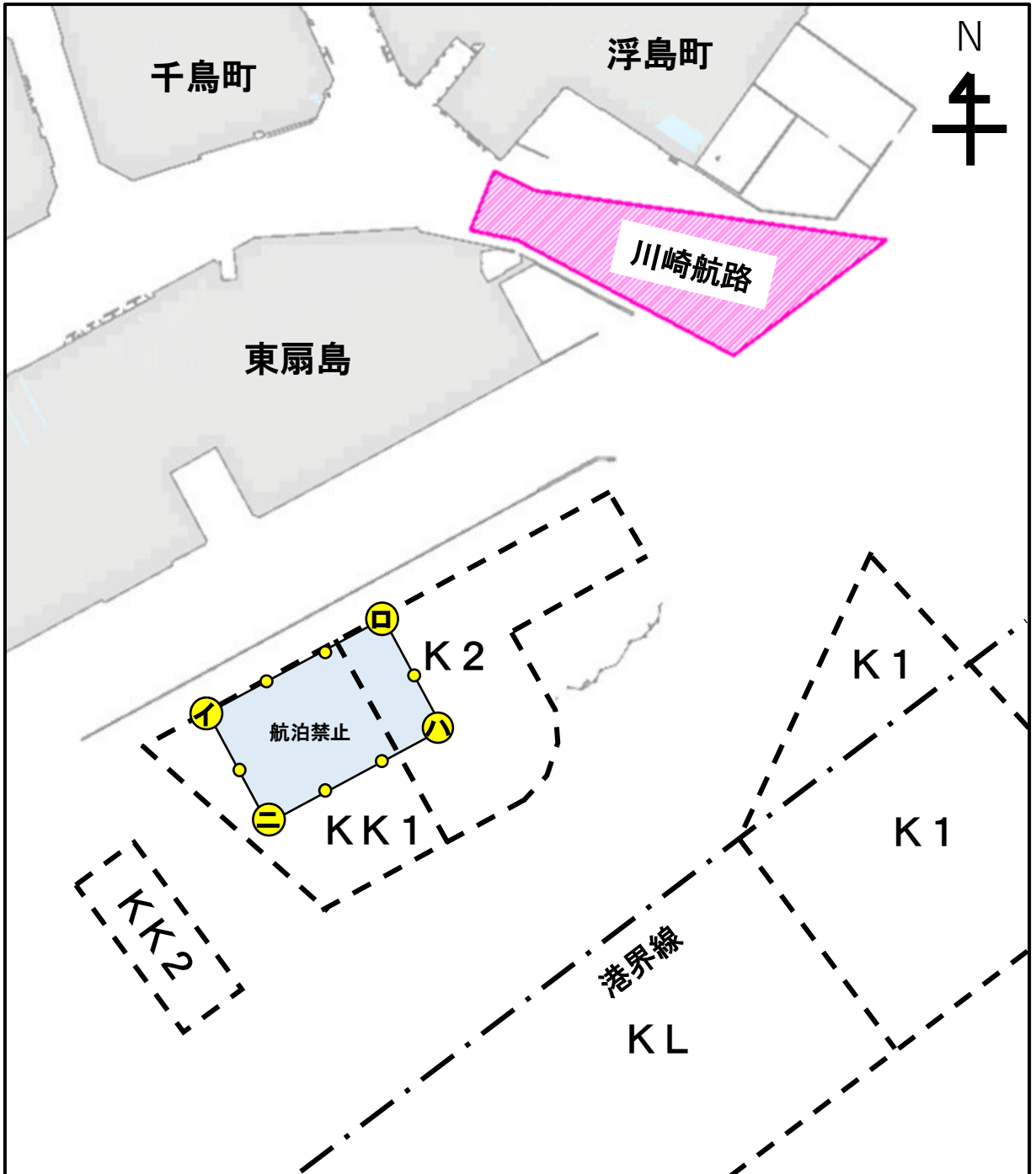
上記 2 の区域には黄色灯付灯浮標が設置される。

標体塗色：黄色 頭標：X 形 1 個

灯質：4 秒 1 閃光 灯色：黄色

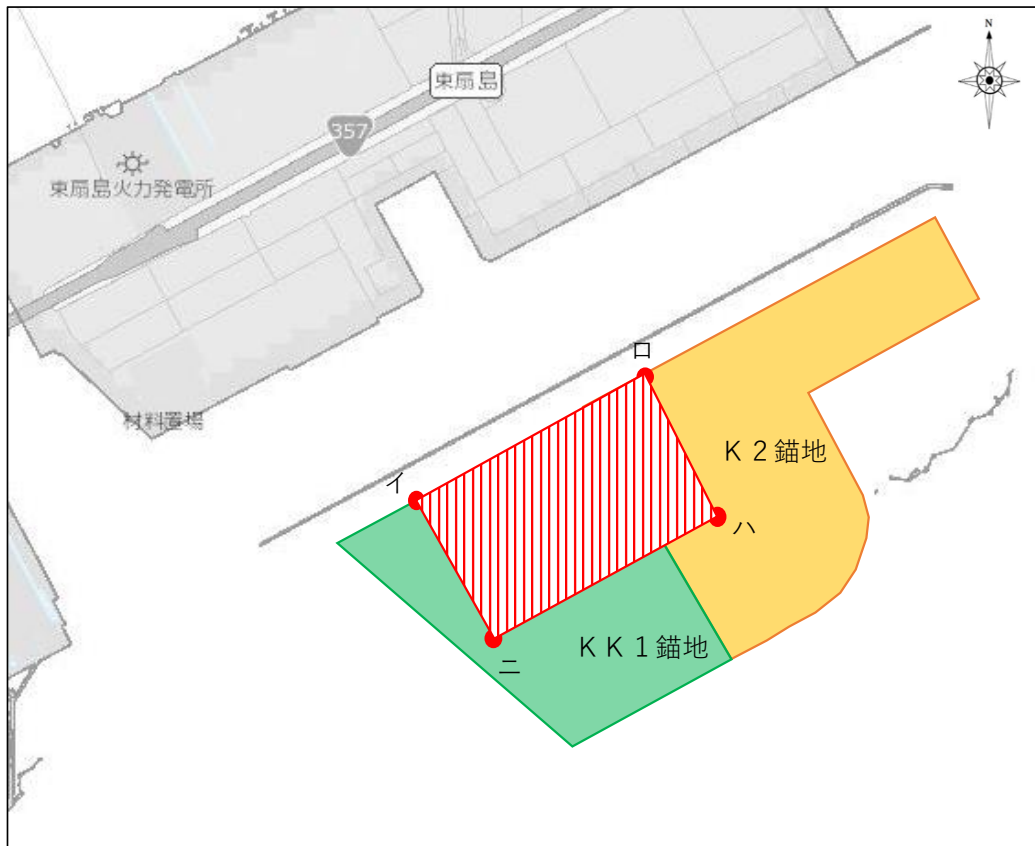
4 備 考

工事区域周辺には警戒船が昼夜間配備される。



■ 航泊禁止区域
● 黄色灯火

┌─┐ 錨地
■ 航路



工 事 区 域			
イ	N 3 5 - 2 8 - 5 5	E 1 3 9 - 4 5 - 3 0	
口	N 3 5 - 2 9 - 1 2	E 1 3 9 - 4 6 - 0 9	
ハ	N 3 5 - 2 8 - 5 3	E 1 3 9 - 4 6 - 2 1	
ニ	N 3 5 - 2 8 - 3 6	E 1 3 9 - 4 5 - 4 3	

<使用制限内容>
 K K 1 錨地の停泊可能隻数 9 隻のところを 3 隻に、K 2 錨地の停泊可能隻数 5 隻のところを 4 隻に制限して運用します。

<使用制限予定期間>
令和 6 年 4 月 1 0 日 ~ 当分の間

お問合せ先

横浜海上保安部 航行安全課 第一海務係

〒 2 3 1 - 0 0 0 1 横浜市中区新港1丁目 2 - 1